

「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）早期支給」の申請受付を開始します」

お世話になっております。

三重県において、令和3年8月20日から「まん延防止等重点措置」が適用され、8月27日から「緊急事態措置」が適用されたことから、「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）」について、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を先行して支給する、早期支給を実施するとともに、申請受付を開始します。

●早期支給の内容

（1）申請受付期間

令和3年8月30日（月）から令和3年9月10日（金）消印有効

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は郵送のみとします。

（2）支給金額

県内全域 1店舗あたり 一律37.5万円

※三重県へのまん延防止等重点措置及び緊急事態措置適用期間である令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）の24日間のうち、前半12日間を対象とします。

※前半12日間のうち、まん延防止等重点措置適用期間（令和3年8月20日から8月26日までの7日間）については、三重県内における売上高方式の下限額2.5万円を日額単価として、緊急事態措置期間（令和3年8月27日から8月31日までの5日間）については、売上高方式の下限額4万円を日額単価として支給します。

（3）主な支給要件

以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ・令和3年8月20日からの時短要請等その他すべての要請内容に応じていただいていること。
- ・令和3年4月26日から6月30日にかけて実施した三重県飲食店時短要請協力金（第1期から第3期のいずれか）について受給実績があり、かつ不支給となっていないこと。

※現在審査中の店舗も早期支給の申請が可能です。

- ・要請期間終了後の本申請を売上高方式で申請する店舗であること。

※本申請の際に売上高減少額方式に変更して申請することはできません。

(4) 留意事項

- ・早期支給分を除いた協力金の残額は、後日お知らせする要請期間終了後の本申請で申請いただき、審査ののちにお支払いします。
※本申請の審査により、協力金支給対象ではないことが判明した場合、既にお支払いした早期支給分の全額を返還いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・要請期間中の見回りにより協力状況に疑義が生じた場合、早期支給ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・早期支給を希望しない場合は、要請期間終了後の本申請により、協力金総額を一括して請求することができます。
- ・早期支給の申請について不備がある場合、早期支給ができなくなる場合がありますので、申請前に十分ご確認ください。
- ・振込口座は、第1期から第3期のいずれかで使用したものに限りです。

●お問い合わせ先

三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

TEL：059-224-2247

開設期間 8月30日（月）から10月15日（金）9：00～17：00まで ※土日祝日を除く

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500298.htm>

- ・三重県飲食店時短要請等協力金早期支給のご案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000974986.pdf>

- ・申請書および申請内容の詳細について

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00020.htm